

(案)

## 「建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画推進会議設置要綱」新旧対照表

| 改正後（令和5年3月 日）  | 改正前（令和4年4月1日）  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する<br/>徳島県計画推進会議設置要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成し、委員は知事が委嘱する。</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 会長は、委員の互選によるものとし、会長代理は、委員の中から会長が指名するものとする。</u></p> <p>4～6（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p>附則<br/>この要綱は、令和3年6月14日から施行する。</p> <p>附則<br/>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附則<br/><u>この要綱は、令和5年3月 日から施行する。</u></p> | <p style="text-align: center;">建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する<br/>徳島県計画推進会議設置要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成し、委員は知事が委嘱する。</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 会長及び会長代理は、委員の互選により選任する。</u></p> <p>4～6（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p>附則<br/>この要綱は、令和3年6月14日から施行する。</p> <p>附則<br/>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> |